

成田山萬福院永代供養墓使用規則

- (目的)
 第1条 本規則は宗教法人成田山萬福院が建立した永代供養墓における納骨及び供養に関し、必要な事項を定め適切に行うことを目的としています。
- (場所)
 第2条 永代供養墓は名古屋市千種区平和公園内 萬福院霊苑に置きます。
- (管理)
 第3条 永代供養墓の運営及び管理は宗教法人成田山萬福院とします。
- (使用承諾証の交付)
 第4条 永代供養墓を使用される方は、指定の申込書に埋(改)葬許可証を添えて申請し、使用承諾証の交付を受けてください。
- (納骨及び供養)
 第5条
 1、納骨の際の儀式、以降の供養は真言宗智山派の法義に基づき管理者により執り行われます。
 2、原則、個人墓には一精霊、夫婦墓には二精霊を納骨します。
 3、三十三回忌経過後は宝篋印塔下合祀墓に移し供養します。
 4、廻向は、毎月1日、春秋彼岸中日、盂蘭盆会、施餓鬼会に奉修します。
 5、届け出以外の方の遺骨を納めることはできません。
- (遺骨の返還)
 第6条 納骨後三十三回忌までは、使用承諾証名義人の希望により遺骨を返還できます。
 ただし、合祀墓埋葬の遺骨は返還できません。
 また、遺骨を返還した場合でも供養料は返金されません。
- (その他)
 第7条 墓地埋葬等に関する法令等が改正された場合、本規約を改正することがあります。
 第8条 天災地変等の不可抗力による倒壊・損害時、個々の遺骨が判別不能の場合は、期日繰上げで合祀墓に納骨します。
 第9条 前項に記載のない事項についてはその都度協議して管理者が決定するものとします。

名古屋栄の成田山 萬福院

永代供養

申 込 書

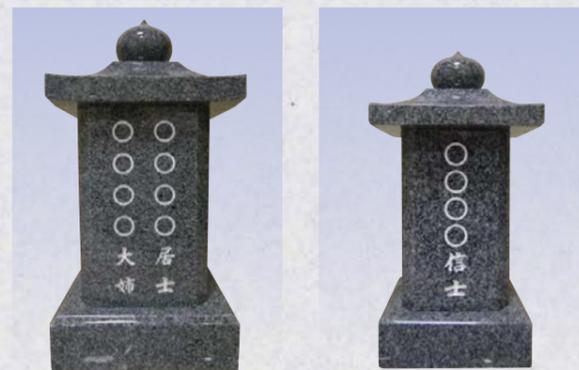
使用場所	列	番
契約者	印	生年月日
		年 月 日生
現在地	〒 -	TEL () -
連絡先 (別居親族)	〒 -	携帯電話 () -
		TEL () -
連絡先氏名		
使用料	円	
戒名		
俗名		
没年月日	年 月 日	行年 才

年 月 日 申請者 印



名古屋栄の成田山
萬福院
永代供養

- 当山が永代にわたり供養する個人墓、夫婦墓（親子墓）です。
- 宗旨宗派は問いません。
- ご希望であれば戒名を授与いたします。（別途戒名料が必要となります。）
- 三十三回忌まで各供養塔に納骨し、以降は合祀墓に改葬しご供養いたします。
- 生前申し込みも受け賜ります。
- 管理料、入壇料等は必要ありません。
- 永代供養の場所は平和公園萬福院霊苑内です。



- 50万円(夫婦墓・親子墓)
- 35万円(個人墓)
- 10万円(合祀墓)

永代供養の規約・お申し込みは裏面をご覧ください。

成田山 萬福院について

その昔、重秀法印により清洲の地に建立されたと伝えられています。

安土・桃山時代(1596~1615)、名古屋城の築城にともなう町づくりの一環、所謂“清洲越”により、名古屋市中区鍛冶屋町(現在の栄三丁目)に移転。

(その後頽廃しましたが、延宝四年(1676)八世 政学の代に、新たに方丈、庫裡、山門を建立。更に元禄四年(1691)護摩堂を建立、不動明王、四天王を安置し、又 太神宮、天満宮を勧請して当山の鎮守としました。)

大正年間、成田山の大本山である新勝寺より、不動明王ご分身を勧請(神仏の霊を移してまつこと)しご本尊としました。同時に、従来の山号「潮音山」から「成田山」に改め、成田山名古屋不動尊霊場となりました。

その後、太平洋戦争の戦火により堂宇を焼失し、昭和30年に再建。そして平成14年現在地へと移転致しました。

本尊は丈六(約三メートル)の総檜造りの不動明王坐像。

真言宗智山派(総本山は智積院)に属しており、千葉県成田市にある大本山成田山新勝寺の分院であり“名古屋 栄の成田山”として多くの参詣を集めております。



毎月1日、春秋彼岸会、お盆、施餓鬼会に廻向を奉修いたします。



● 廻向



● 彼岸会 (春・秋 彼岸中日)



● 施餓鬼会 (8月19日)

